

I. 埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財とは**文化財保護法**（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」）による、土地に埋蔵されている遺構（住居・古墳・城跡等）と遺物（土器・石器・鉄製品等）を指します。文化財保護法では、文化財は国民的財産であり、国民は国および地方公共団体が行う文化財（埋蔵文化財を含む）の保護・活用に誠実に協力しなければならないと規定されています。また遺構・遺物を包蔵する土地およびその範囲を「**周知の埋蔵文化財包蔵地**」といいます。いわゆる遺跡です。

本来、埋蔵文化財は現状のまま保存されることが望ましいのですが、やむを得ず土木工事等が行われ、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は、発掘調査を事前に実施し「**記録保存**」の措置を講じなければなりません。

遺跡範囲内で土木工事等を行う場合は、法に基づき**発掘届**の提出が必要となります。工事等の事前に「**埋蔵文化財保護の手引き**」をご覧になり、国民共有の財産である**埋蔵文化財の保護**に対してご理解の上、ご協力をお願いします。

II. 埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合の手続き(P3.「埋蔵文化財の取扱い」参照)

(1) 日野市教育委員会（以下「市教委」）への照会

遺跡範囲内で工事等を行う場合は、その計画ができた段階で、市教委のふるさと文化財課へ照会をお願いします。なお、発掘調査の手続きおよび同調査に時間がかかりますので、お早めに相談してください。

(2) 発掘届の提出

工事等の予定地が遺跡範囲内である場合は、法〔第 93 条〕によって、**工事着手の 60 日以上前**に事業者（施主）からの「発掘届」提出が義務付けられています。発掘届は市教委を経由し、東京都教育委員会（以下「都教委」）へ提出します。また、過去に発掘届が提出され、発掘調査が行われた土地においても、新たに土木工事等を行う場合は再度発掘届の提出が必要となります。

(3) 発掘届の内容

発掘届に必要な書類は、次のとおりです。なお、**すべて A4 判**に統一してください。

- ①**発掘届**（記入例は別添参照。ふるさと文化財課に用意してあります。都教委・市教委へ各 1 部の計 2 部提出。また、提出日は空欄で、事業者の「印」は押印願います。）
 - ②**案内図**（都教委・市教委へ各 1 部の計 2 部提出。住宅地図等を使用し、わかりやすいもの。）
 - ③**建物等配置図**（都教委・市教委へ各 1 部の計 2 部提出。建物の配置図等、施行部分のわかる図面。）
 - ④**工事断面図**（都教委・市教委へ各 1 部の計 2 部提出。基礎工事等掘削深度のわかる図面。）
 - ⑤**承諾書(A)**（出土品の権利放棄等。市教委へ 1 部提出。）
 - ⑥**承諾書(B)**（土地所有者と事業者とが異なる場合、両者が工事及び発掘届の提出に同意していることを示す書類。都教委・市教委へ各 1 部の計 2 部提出。）
 - ⑦**委任状**（事業者から発掘届手続等を行う人への委任状。市教委へ 1 部提出。）
- その他、基礎平面図等工事内容に関する図面等があれば、提出していただきます。

(4) 都教委からの指示、そして市教委との協議

都教委は提出された書類や図面から判断して、その対応（調査方法等）について通知（指示）を出します。その指示に従って、市教委と事業者とで、その後の取扱いを協議します。

Ⅲ. 埋蔵文化財包蔵地内での土木工事等への対応方法と出土遺物の取扱い

(1) 埋蔵文化財包蔵地内での土木工事等への対応方法

工事地点や工事の範囲・内容に応じて、具体的には以下のような4つの対処法のうち、最も適切な方法で対応します。

a. 試掘・確認調査

遺跡範囲内であっても、埋蔵文化財の有無・性格等を明確に把握することはできません。したがって、事前に工事範囲を中心に予備的な発掘調査を行います。その結果、遺構・遺物が発見された場合は、本調査を実施しなければなりません。なお、発見されなかった場合は工事の着工が可能です。なお、試掘・確認調査は当該年度の予算がある場合には、**国庫補助金制度**（国1/2、都1/4、市1/4負担）を利用できます。

b. 本調査

試掘・確認調査および隣接地で遺構・遺物が発見されている場合は、本格的な発掘調査が必要となります。発掘調査が完了した後も、報告書作成のため整理調査を発掘調査組織が行いますが、工事等は着手できます。以上の調査に要する費用は原則として**事業者負担**していただくこととなります（個人の専用住宅等を除く）。

c. 立会調査

基礎工事等に伴って行う簡易的な発掘調査です。工事着手（基礎工事等）の一週間前までに市教委へご連絡ください。その際には①発掘届の申請者名（事業者名）、②工事着手の日時、③現場の責任者名、④連絡先（電話番号）等を連絡していただきます。また、遺構・遺物が発見された場合は協議の上、発掘調査を行います。

d. 慎重工事

すでに発掘調査が完了した土地、すでに工事等により破壊された土地等では、慎重に工事を行う「**慎重工事**」という指示があります。なお、工事中に遺構・遺物が発見された場合は、市教委に連絡していただき、その後の取扱いについて協議します。

(2) 出土遺物の取扱い

発掘調査で遺物が出土した場合、遺失物法の規定により、発掘調査組織が日野警察署長へ「**埋蔵物発見届**」を提出します。出土した遺物は貴重な文化財であり、国民的財産です。よって法〔第105条第1項〕では都道府県に所有権が帰属するとされています。なお、発掘届の提出時に「承諾書（A）」をいただき、出土遺物に関する権利の放棄をお願いしています。

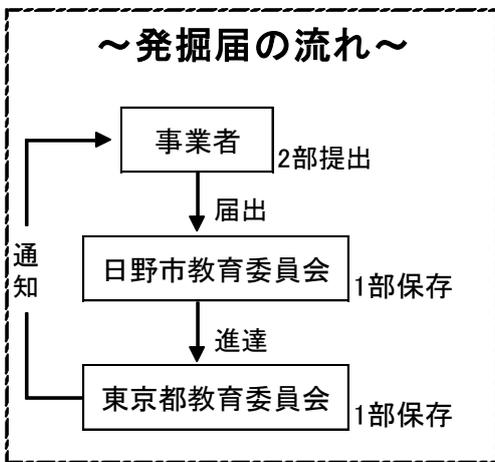
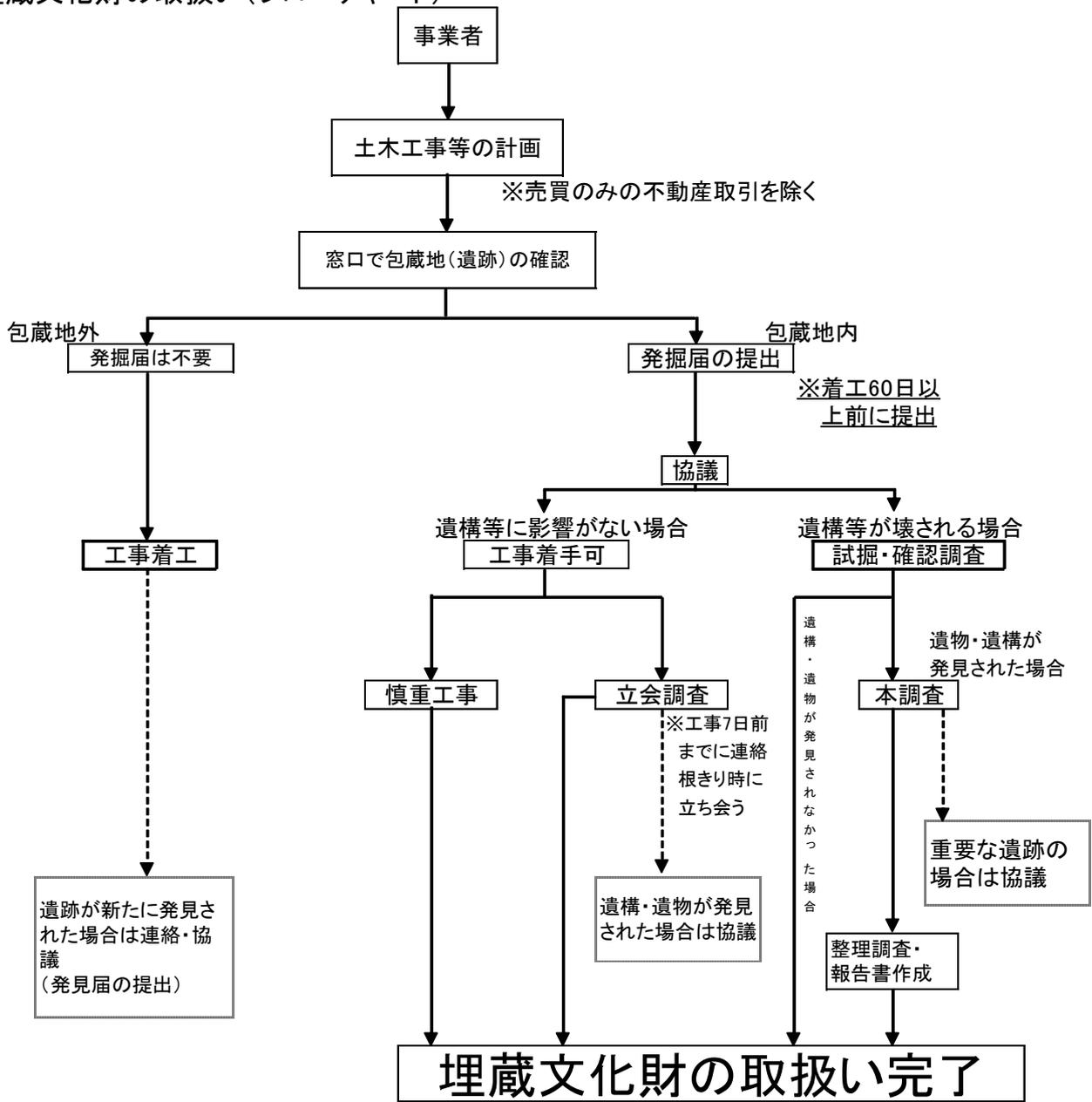
(3) 「史跡」指定について

発掘調査で非常に重要な遺跡が発見された場合は、開発予定範囲の全体および一部が保存され、「**指定史跡**」となることがありますのでご注意ください。

Ⅳ. 埋蔵文化財包蔵地外で新たに遺跡を発見した場合の対応

工事中に埋蔵文化財を新たに発見した場合は、法〔第96条、第97条〕に基づき、その現状を変更することなく、市教委経由で都教委に「**遺跡発見の届出・通知**」を提出しなければなりません。同時に速やかにその後の取扱いについて、市教委と協議を行います。

埋蔵文化財の取扱い(フローチャート)



- ### 発掘届に必要な書類
- ①発掘届(市教委に請求)
 - ②案内図(住宅地図等を開発地の位置を図示)
 - ③建物等配置図(敷地範囲に建物等の工事部分を図示)
 - ④工事断面図(基礎工事等の掘削深度を図示)
 - ⑤承諾書(A)(11ページ参照)
 - ⑥承諾書(B)(土地所有者と施主が異なる場合。12ページ参照)
 - ⑦委任状(13ページ参照)
- いずれもA4判に統一し、2部用意。ただし、⑤・⑥・⑦のみ1部。その他、基礎工事平面図等工事に関する図面等があれば、2部添付。

付編

1. 関係法規（抜粋）

文化財保護法（抜粋）

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第6章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第 93 条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項中「30 日前」とあるのは、「60 日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第 1 項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第 94 条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第 97 条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第 1 項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前 2 項の場合を除き、第 1 項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 4 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第 95 条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第 96 条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第 92 条第 1 項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3 月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第 2 項の命令は、第 1 項の届出があつた日から起算して 1 月以内になしなければならない。

5 第 2 項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して 6 月を超えることとなつてはならない。

6 第 2 項及び前項の期間を計算する場合においては、第 1 項の届出があつた日から起算して第 2 項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第 1 項の届出がなされなかつた場合においても、第 2 項及び第 5 項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第 2 項の措置を執つた場合を除き、第 1 項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第 2 項の措置を執つた場合を除き、第 1 項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第2項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第97条 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第1項又は第99条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等についての協義を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前4項の場合には、第94条第5項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第98条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第1項の場合には、第39条（同条第3項において準用する第32条の2第5項の規定を含む。）及び第41条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還または通知等)

第100条 第98条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第1項の規定による発掘により都道府県または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第1項（前条において準用する場合を含む）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第13条において準用する同法第1条第2項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第101条 遺失物法第4条第1項の規定により、埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(監査)

第 102 条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第 103 条 第 100 条第 1 項に規定する文化財又は同条第 2 項若しくは前条第 2 項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第 104 条 第 100 条第 1 項に規定する文化財又は第 102 条第 2 項に規定する文化財(国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限り。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(都道府県帰属および報償金)

第 105 条 第 100 条の第 2 項に規定する文化財又は第 102 条第 2 項に規定する文化財(前条第 1 項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者およびその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第 1 項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第 41 条第 3 項の規定を準用する。

5 前項において準用する第 41 条第 3 項の規定による訴えにおいては都道府県を被告とする。

(譲与等)

第 106 条 政府は、第 104 条第 1 項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第 104 条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第 104 条第 1 項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第 107 条 都道府県の教育委員会は、第 105 条第 1 項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲でこれを譲与することができる。

2 前項の場合にはその譲与した文化財の価格に相当する金額は、第 105 条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第 108 条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定のある場合の外、遺失物法の規定の通用があるものとする。

第 13 章 罰 則

第 197 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

2 第 96 条第 2 項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者。

第198条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第98条第3項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者。

第199条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第193条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第202条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

6 第92条第2項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者。

第203条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

2 ……第92条第1項、第96条第1項……の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者。

遺失物法(平成18年6月15日法律第73号)抜粋

第1章 総則

第1条 この法律は、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物の拾得及び返還に係る手続その他その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 この法律において「物件」とは、遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物をいう。

2 この法律において「拾得」とは、物件の占有を始めること（埋蔵物及び他人の置き去った物にあっては、これを発見すること）をいう。

3 この法律において「拾得者」とは、物件の拾得をした者をいう。

4 この法律において「遺失者」とは、物件の占有をしていた者をいう。

第2章 拾得者の義務及び警察署長等の措置

第4条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

第5条 警察署長は、前条第1項の規定による提出（以下この節において単に「提出」という。）を受けたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、拾得者に対し、提出を受けたことを証する書面を交付するものとする。

第6条 警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するものとする。

第7条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 物件の種類及び特徴

二 物件の拾得の日時及び場所

2 前項の規定による公告（以下この節において単に「公告」という。）は、同項各号に掲げる事項を当該警察署の掲示場に掲示してする。

3 警察署長は、第1項各号に掲げる事項を記載した書面を当該警察署に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

4 警察署長は、公告をした後においても、物件の遺失者が判明した場合を除き、公告の日から3箇月間（埋蔵物にあっては、6箇月間）は、前2項に定める措置を継続しなければならない。